

路線バス事業者に対する文書警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：みなと観光バス株式会社（法人番号：6140001002604）

営業所名：本社営業所（兵庫県神戸市東灘区向洋町東1丁目4）

2. 詳細

監査の実施日 平成31年3月6日（水）

監査の端緒

当該事業者から本社営業所所属の乗務員が事業用自動車の乗務中に、スマートフォンを操作したとの報告を受けたことを端緒に監査を実施。

行政処分等

平成31年3月28日付け、近畿運輸局長名による警告

違反内容及び違反条項

運転者に対する指導監督が一部不適切であった。

〔運転者に対する指導監督義務違反〕

（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先
兵庫県政記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門 担当：喜多、江美 （電話）078-453-1105